

神奈川県老人保健施設協会介護部会会則

(名称)

第一条 本会は神奈川県老人保健施設協会介護部会と称する。

(事務局)

第二条 本会は事務局を部会長の所属する施設に置く。

(目的)

第三条 本会は県内施設のお互いの連携を密にし、介護の資質向上を目指すことを目的とする。

(事業)

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各施設の介護部会職員との交流・研鑽の場とする。
- (2) 研修会・講習会等の開催。
- (3) 関係機関と連携・情報に関すること。
- (4) その他、適当と認めたる事業。

(役員)

第五条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) ブロック役員 9名

※会計監査は役員及び執行部以外より配置する。

(役員の選任)

第六条 役員は会員の中から選出する。

- (1) 役員は自薦他薦無き場合は持ち回りとする。
- (2) 年度末に次年度の役員を決める。
- (3) 部会はブロック役員の中から部会長を1名選出し理事会の議決により承認する。
- (4) 会長は委嘱状を役員に送付する。

(役員の職務)

第七条 本会役員の職務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し職務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時その職務を代行する。
- (3) 会計は会の会計を司る。
- (4) 会計監査は会計を監査する。
- (5) ブロック役員はブロックの責任者としてブロックをまとめ会長への連絡・報告を役員会時に行う。

(役員の任期)

第八条 本会役員は次の通りとする。

- (1) 会長及びブロック役員の任期は二年とし、再任を妨げない。
但し、会長職に限っては、再々任はしない。
- (2) 補欠によって就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 役員が任期途中にて役を辞する時は
その役員が所属する施設より後任を選出する。

(会の開催)

第九条 本会の開催は次の通りとする。

- (1) 年5回開催する。総会は3月とする。
- (2) 3月、6月、9月、12月はブロック毎に行う。
- (3) 研修会については宿泊を伴わないものとする。

(議決事項)

第十条 本会の議決事項は次の通りとする。

- (1) 総会においては出席者の過半数の賛成をもって裁決とする。
但し所定の委任状をもって出席に代えることができる。
- (2) 事業計画及び報告。
- (3) 会計予算及び決算。
- (4) 会則の改定。
- (5) 役員の選任。
- (6) その他、重要事項。

(経費)

第十一條 本会経費は協会部会費を充当する。

(会計年度)

第十二条 本会の会計年度は次の通りとする。

- (1) 毎年4月1日より3月31日とする。
- (2) 残金は次年度に繰り越す。
- (3) 会計報告は神奈川県介護老人保健施設協会事務局に提出し
承認を得なければならない。

(会招集)

第十三条 会長は定期開催の招集をする。

- (1) 会議事項、日・時・場所を明記し各施設長宛てに送付する。

(記録)

第十四条 本会の記録は保存する。

議事録は神奈川県老人保健施設協会のホームページに各施設に
掲示する。

(総会)

第十五条 本会を円滑に運営するための役員を設立する。

- (1) 年度新役員への切り替えにより本会の相続性や資質向上及びより良い会に向けての継続性を考え数名の執行部員を選出する。
- (2) 継続性を維持するため本年度役員の中から数名選出する。
- (3) 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

この会則は平成30年4月1日より施行する。

*平成30年4月に一部改正する。